

フリーローン「職域応援団」

(令和1年8月20日現在)

資金使途	自由（但し、事業性資金を除きます）
融資対象者	<ul style="list-style-type: none">・申込時年齢が満20歳以上、完済時年齢が満81歳未満で定期収入のある方。・当庫の職域サポート制度を導入した事業所で働く経営者・従業員（パート・アルバイト等の非正規社員も可）の方。・当金庫の営業区域内に居住または勤務している方。・(株)オリエントコーポレーションの保証を得られる方。
融資金額	10万円以上500万円以内
融資単位	10万円以上1万円単位
融資期間	6ヶ月以上10年以内
融資金利	金庫所定となります。
返済方法	毎月元利金均等分割返済 ボーナス払も利用できます（融資額の50%以内で年2回6ヶ月間隔とします）
担保・連帯保証人	<ul style="list-style-type: none">・不要です。・保証会社（株）オリエントコーポレーション）の保証を付けさせていただきます。
保証料	金庫所定金利に含まれております。
手数料	融資手数料として200円（消費税別）が必要です。
その他	<ul style="list-style-type: none">・本人確認書類……原則運転免許証、又は、健康保険証、パスポート等 健康保険証の場合、住民票抄本又は、現住居の記載がある公共料金の領収書の提示が必要となります。・所得証明書……融資金額300万円以下は原則不要。 融資金額301万円以上は源泉徴収票、確定申告書又は 住民税決定通知書等の写しが必要です。・資金使途証明書……原則不要
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務課（9時～17時、電話：0226-22-6831）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記総務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出くだ</p>

さい。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。

なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務課または全国しんきん相談所にお問合わせください

〈詳しくは店頭窓口へお問い合わせ下さい。〉